

兵庫県公報

平成28年3月23日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県建築審査会条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（広域調整課）	4
○ 行政不服審査法の施行に関する条例（文書課）	5
○ 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（同）	7
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	10
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	36
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	63
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	66
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同）	66
○ 職員の退職管理に関する条例（同）	72
○ 恩給条例の一部を改正する条例（職員課）	72
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理に関する条例の一部を改正する条例（医療保険課）	73
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（介護保険課）	73
○ 青少年愛護条例の一部を改正する条例（青少年課）	73
○ 理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	74
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（新産業課）	74
○ 兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例（林務課）	75
○ 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部を改正する条例（都市計画課）	76
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	77
○ 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（教育委員会事務局教職員課）	77
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	78
○ 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局文化財課）	78
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（警察本部生活環境課）	79
○ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（警察本部生活経済課）	80
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	82

公布された法令のあらまし

●兵庫県建築審査会条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「第5次地方分権一括法」という。）による建築基準法の一部改正により、兵庫県建築審査会の委員の任期に関して必要な事項を条例で定めるものとされることに伴い、当該委員の任期を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 第5次地方分権一括法による火薬類取締法の一部改正により、指定都市の区域においては指定都市の長が火薬類の貯蔵者に対する命令に関する事務等を処理するものとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●行政不服審査法の施行に関する条例（条例第10号）

行政不服審査法の全部改正により、審査請求の審理については審査庁が指名する審理員が行うこと、当該審査請求の裁決についてはあらかじめ第三者機関に諮問しなければならないこと等とされ、当該審理において審理員に提出された書類の写し等の交付に係る手数料、当該第三者機関の組織等に関する事項等については条例で定めるものとされることに伴い、当該事項を定めることとした。

●**行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**（条例第11号）

行政不服審査法の全部改正により、異議申立て及び審査請求が審査請求に一元化されるとともに、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には同法の審理手続の一部が適用されないこととされること等を踏まえ、次の条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 個人情報保護に関する条例
- 2 情報公開条例
- 3 職員の給与等に関する条例
- 4 公立学校教育職員等の給与に関する条例
- 5 兵庫県税条例
- 6 職員の退職手当に関する条例
- 7 公立学校職員等の退職手当に関する条例
- 8 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例
- 9 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

●**使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例**（条例第12号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立都市公園条例
- 6 兵庫県病院事業の設置等に関する条例
- 7 警察手数料徴収条例

●**兵庫県税条例等の一部を改正する条例**（条例第13号）

地方税法の一部改正等に伴い、徴収及び換価の猶予、個人県民税、法人県民税、法人事業税、地方消費税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税及び自動車税に係る規定について所要の整備を行うこととした。

●**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第14号）

- 1 知事の権限に属する事務である液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業の登録に関する事務等について、市町の規模能力等に応じて、神戸市が処理することとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定により、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築等をしようとする者は、当該建築物の新築又は増築等に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができることとされたこと、当該計画を建築主事に通知し、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を都道府県知事等に対して申し出ることができることとされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例**（条例第15号）

- 1 知事及び教育委員会の事務部局の職員、警察官以外の警察職員並びに企業庁の職員の定数を削減し、警察官及び病院事業の職員の定数を増員することとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される職員の数の上限を改めることとした。

●**職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第16号）

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与を改定し、勤務時間の割振りの特例を定める等次の関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 職員の給与等に関する条例
- 2 公立学校教育職員等の給与に関する条例
- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

- 4 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例
- 5 土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- 7 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 8 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 9 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例
- 10 災害派遣手当等の支給に関する条例

●**職員の退職管理に関する条例**（条例第17号）

地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前5年より前に国の部課長級に相当する職の経験がある者に対し、当該職務に関して働きかけを禁止すること及び再就職情報を届出させることができることとされることに伴い、当該措置を定めることとした。

●**恩給条例の一部を改正する条例**（条例第18号）

刑法等の一部を改正する法律による恩給法の一部改正に伴い、恩給法による恩給の受給者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の一部執行猶予の言渡しを受けた場合に、実刑の間は恩給の支給が停止され、その後の執行猶予の間は恩給が支給される旨の措置が講じられることを踏まえ、恩給条例による恩給の支給について、同様の措置を講ずる等所要の整備を行うこととした。

●**後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第19号）

後期高齢者医療財政安定化基金に充てるため後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算定する際に用いる割合について、その標準となる厚生労働大臣が定める率が改められることに伴い、当該割合を改めるとともに、平成28年度及び平成29年度については、現在の基金の残額、資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行うこととした。

●**法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第20号）

介護保険法等の一部改正により、指定居宅サービスの事業のうち、指定療養通所介護の事業等の小規模な指定通所介護の事業が指定地域密着型サービスの事業に移行することとされ、その事業の基準は市町村の条例で定められることに伴い、指定居宅サービスの事業の基準について所要の整備を行うこととした。

●**青少年愛護条例の一部を改正する条例**（条例第21号）

スマートフォン等の急速な普及に伴い、心身ともに発達の途上にある青少年がインターネットの利用に関する健全な判断能力を育成されないままその利用を行うことにより、その健全な育成が阻害されるおそれが増大する等の青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの支援についての努力義務を新たに定める等所要の整備を行うこととした。

●**理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例**（条例第22号）

理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、理容師及び美容師のいずれの免許も受けた者のみが業を行う場合に限り、理容所及び美容所を同一の場所で開設することができることとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例**（条例第23号）

県内全域において本社機能を担う事業所の移転又は新增設を促進し、産業の活性化及び新たな雇用の創出を図るため、不動産取得税の不均一課税を受けることができる家屋又は土地の範囲を拡大する等所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例**（条例第24号）

次代の林業を担い、地域における林業の振興等に指導的な役割を果たすことができる者を養成するとともに、森林に関わる人材等を幅広く育成することにより、持続可能な森林経営の展開を図り、もって水源のかん養、地球温暖化の防止その他の森林の有する多面にわたる機能の増進及び豊かな自然を有する地域の活性化に寄与するため、兵庫県立森林大学校を設置することとした。

●**大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部を改正する条例**（条例第25号）

大規模集客施設の閉店等をした後に施設の維持管理等が適切になされないことによる道路交通の混乱、景観の悪化等、周辺地域における都市機能の調和に及ぼす悪影響を防止するため、一定規模以上の大規模集客施設を設置している者に対し、当該大規模集客施設の閉店等をした後の施設の維持管理に関する計画等について届出をさせるとともに、知事は、周辺地域における都市機能の調和を図るため、必要な要請をすることができることとする等所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第26号）

兵庫県地域創生条例により策定された兵庫県地域創生戦略に基づき、地域創生のための人口対策として県外からの移住を促進する施策を講ずることとされたことを踏まえ、県外に住所を有する者の県営住宅への入居に係る要件の緩和を行う等所要の整備を行うこととした。

●**公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第27号）

学校教育法の一部改正により、新たな学校の種類として義務教育学校が設けられることに伴い、次の条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例
- 2 公立学校教育職員等の給与に関する条例
- 3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 4 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例
- 5 受動喫煙の防止等に関する条例
- 6 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- 7 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例

●**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第28号）

- 1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を減員することとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される学校教職員の数の上限を改めることとした。
- 3 学校教育法の一部改正により、新たな学校の種類として義務教育学校が設けられることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第29号）

文化財保護法施行令の一部改正により、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る文化庁長官の許可等に関する権限のうち、市の教育委員会に移譲されているものの範囲が拡大されることを踏まえ、兵庫県文化財保護条例に基づく指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可等に関する事務のうち、各市が処理するものの範囲を拡大することとし、所要の整備を行うこととした。

●**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例**（条例第30号）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正により、客にダンスをさせる営業の一部が風俗営業から除外されること、設備を設けて深夜において客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされるとともに、必要な規制が設けられること等に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
- 2 環境の保全と創造に関する条例
- 3 受動喫煙の防止等に関する条例
- 4 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
- 5 景観の形成等に関する条例

●**公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例**（条例第31号）

人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、併せて県民の生活の安全と平穏を維持するため、公共の場所以外の場所における盗撮等及び正当な理由のない執よう又は反復したつきまとい等嫌がらせ行為を規制することとし、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第32号）

- 1 全県における小児医療及び周産期医療の拠点病院として高度専門医療の一層の充実を図るため、兵庫県立こども病院を移転し、整備することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 医師の確保により安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったことに伴い、兵庫県立加古川医療センターの診療科目について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県建築審査会条例及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第9号

(審査会の組織)

第7条 兵庫県行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、委員9人以内で組織する。

2 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(審査会の委員及び専門委員)

第8条 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その任期が満了した場合であっても、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。

5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(秘密を守る義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会長及び副会長)

第10条 審査会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する順位により、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(審査会の会議)

第11条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の合議体)

第12条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人により構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の合議体に、審査長を置く。

3 審査長は、第1項の合議体に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第1項の合議体は、審査長が招集する。

5 第1項の合議体は、これを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数で決する。

7 第1項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員により構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

8 前条の規定は、前項の合議体の会議について準用する。

(審査会の運営に関する委任)

第13条 第6条から前条までに規定するもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

(審査会の提出資料の写しの交付における手数料に係る規定の準用)

第14条 第3条及び第4条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第3条中「法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、第4条中「審理員（法又は他の法律の規定により審理員以外の者が前条の交付をすることとされている場合にあつては、その者）」とあるのは「審査会」と、「同条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

(補則)

第15条 この条例（第6条から第12条までの規定を除く。）の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(審査会の招集の特例)
- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審査会は、第11条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。
(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号の6を第9号の7とし、第9号の5を第9号の6とし、第9号の4を第9号の5とし、第9号の3の次に次の1号を加える。

(9)の4 行政不服審査会

別表第1本人確認情報保護審議会の項の次に次のように加える。

行政不服審査会	会	長	日 額	15,500円
	副	会 長	日 額	13,000円
	委	員	日 額	12,500円
	専	門 委 員	日 額	12,500円

別表第2本人確認情報保護審議会の委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会の委員及び専門委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
------------------	---------------------

別表（第3条、第5条、第14条関係）

交 付 の 方 法	種 別	金 額
書面等を複写機により用紙に複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	1 白黒	用紙1枚につき 10円
	2 多色刷り	用紙1枚につき 40円

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。



行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第11号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 個人情報保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条第3項中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

「第6節 不服申立て」を「第6節 審査請求」に改める。

第41条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「(第2号を除く。)」を「及び第42条第1項」に、「(第3号を除く。)」を「及び第42条第1項」に、「又は利用停止決定等」を「若しくは利用停止決定等」に、「(第4号を除く。)」を「及び第42条第1項」に、「について」を「又は兵庫県立大学に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(行政不服審査法の適用除外)

第41条の3 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第42条を次のように改める。

(審議会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第43条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）

第43条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第44条の見出し中「又は決定」を削り、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第45条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第46条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第47条及び第48条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第49条の見出し中「閲覧等」を「閲覧又は交付」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「以下「閲覧等」という。」を削り、「当該閲覧等」を「当該閲覧又は交付」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「閲覧等」を「閲覧又は交付」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した者の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第50条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第51条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(情報公開条例の一部改正)

第2条 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第16条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「(第2号を除く。)」を「及び第17条第1項」に改め、「同じ。」の右に「又は兵庫県立大学に対する公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(行政不服審査法の適用除外)

第16条の3 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第17条各号列記以外の部分中「公開決定等」の右に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法の規定により不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第18条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

第18条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「公開決定等」を「公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条の見出し中「又は決定」を削り、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第20条第1項及び第2項中「公開決定等に係る」を削り、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第21条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条及び第23条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条の見出し中「閲覧等」を「閲覧又は交付」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「以下「閲覧等」という。」を削り、「当該閲覧等」を「当該閲覧又は交付」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「閲覧等」を「閲覧又は交付」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した者の意見を聴かななければならない。ただし、審議회가、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第25条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第26条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第28条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（兵庫県税条例の一部改正）

第5条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第11条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正）

第8条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第42条」を「第42条第1項」に、「又は利用停止決定等に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「同条」を「同項」に改める。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第9条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の個人情報の保護に関する条例第2章第6節の規定及び第8条の規定による改正後の本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等（個人情報の保護に関する条例第21条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（同条例第32条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（同条例第40条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた開示請求（同条例第14条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）、訂正請求（同条例第28条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）若しくは利用停止請求（同条例第37条第1項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）に係る不作為について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の情報公開条例第3章の規定は、施行日以後にされた公開決定等（情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた公開請求（同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）に係る不作為について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為については、なお従前の例による。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第12号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2工業技術センター使用料及び手数料の款技術研修室使用料の項中「12,000円」を「15,000円」に改める。

別表第3の18の部を次のように改める。

18 削除

別表第4の21の部中(28)の8の款を(28)の9の款とし、(28)の3の款から(28)の7の款までを(28)の4の款から(28)の8の款までとし、(28)の2の款の次に次のように加える。

(28)の3 特定用途誘導地区内における建築物の高さ	法第60条の3第1項ただし書の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の高さの限度の特例の	160,000円
----------------------------	---	----------

の限度の特例許可申請手数料	許可の申請に対する審査	
---------------	-------------	--

別表第4の26の部の次に次のように加える。

26の2 農産物検査法に関する手数料

名称	事務の区分		金額
(1) 登録検査機関登録申請手数料	農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下この部において「法」という。）第17条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査		150,000円
(2) 登録検査機関登録更新申請手数料	法第18条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査		10,100円
(3) 登録検査機関変更登録申請手数料	法第19条第1項の規定に基づく登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	法第17条第4項第3号の農産物検査を行う農産物の種類に係るもの	30,000円
		法第17条第4項第4号の登録の区分に係るもの	150,000円

別表第4の58の部(2)の款中「18,000円」を「42,000円」に改め、同部(5)の款中「22,000円」を「52,000円」に、「第3号の表注2」を「第3号の表注1」に、「13,000円」を「34,000円」に、「同表注2」を「同表注1」に、「9,000円」を「18,000円」に、「18,000円」を「27,000円」に改め、同表58の2の部(1)の款中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同部(2)の款中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同表65の部(1)の款及び(2)の款を次のように改める。

(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この部において「計画」という。）の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この部において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この部において「評価機関」という。）により法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められ	新築に係る計画である場合	住宅が存する建築物（以下この部において「対象建築物」という。）の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

	た住宅に係る計画（以下この部において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合	対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	37,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	114,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	171,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	251,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	425,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	530,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	627,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準(知事が定めるものに限る。)に適合すると認められた住宅に係る計画(以下この部において「評価方法基準適合計画」という。)である場合(新築に係る計画である場合に限る。)	対象建築物の住宅の数が1である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	20,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	35,000円
	対象建築物の住宅の数が2以上である場合	対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	102,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	331,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	498,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	900,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,212,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超	1,485,000円を計画に係る住宅

		えるもの	の数で除して得た額
その他の場合	新築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,224,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,260,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,216,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,961,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
	増築又は改築に係る計画である場合		対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの
対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの			168,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

				の	額
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	269,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	542,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	955,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,628,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	3,008,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	4,284,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	5,270,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	法第8条第1項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査	法第6条第1項の認定を受けた計画（以下この部において「認定計画」という。）が新築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,100円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000	55,000円を計画の変更に係る住	

		平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	135,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	221,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	265,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	310,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	認定計画が増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	11,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	21,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	67,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	109,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部	173,000円を計

		分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	285,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	343,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	393,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

別表第4の65の部備考4の表を次のように改める。

事項	区分		金額	
(1) 法第6条第1項第1号に掲げる基準	評価方法基準適合計画である場合 (認定計画が新築に係る計画である場合に限る。)	対象建築物の住宅の数が1である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	3,400円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	6,700円
		対象建築物の住宅の数が2以上である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	35,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	111,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	198,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	305,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

		平方メートル以内のもの	得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	574,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	807,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,000,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
その他の場合	認定計画が新築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	98,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	156,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	320,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	587,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,031,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,934,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000	2,811,000円を計画の変更に係る

		平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,477,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	認定計画が増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	51,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	131,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	208,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	428,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	784,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,377,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,583,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,754,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,644,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

(2) 法第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準	認定計画が新築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	7,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	12,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	35,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	58,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	105,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	175,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		認定計画が増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方		16,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して

	メートル以内のもの	得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	23,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	62,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	78,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	187,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	234,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

別表第4中67の部を68の部とし、66の部の次に次のように加える。

67 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分				金額	
(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部において「法」という。）第29条第1項	知事が定める機関により作成された法第30条第1号に規定する基準	人の居住の用に供する建築物の部分（以下この部において「住宅部分」という。）のみを有する建築物（以下この部にお	一棟の建築物で住戸の数が1の住宅（以下この部において「一戸建ての住宅」という。）の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
				一戸建ての住宅以外の	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円

数料	の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この部において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	住宅建築物	住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
			住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
住宅部分以外の建築物の部分（以下この部において「非住宅部分」		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円			
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円			

			という。)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円	
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円	
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円	
その 他の 場合	住宅建築物 に係る性能 向上計画で ある場合	一戸建ての 住宅の場合		床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円	
	住宅建築物 以外の建築 物に係る性 能向上計画	住宅部分	一戸建ての 住宅以外の 住宅の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円	
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円	
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円	
						床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方	126,000円		

			である場合	メートル未満のもの				
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		222,000円		
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		310,000円		
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		604,000円		
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		1,045,000円		
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの		1,923,000円		
				非住宅部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。）第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		93,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		158,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		339,000円
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		415,000円						

					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円

						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査						性能向上計画に係る住宅建築物又は住宅建築物以外の建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額
(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請（以下この部において「基準適合認定申請」という。）に対する審査	知事が定める機関により作成された法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円	
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円	
				一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		66,000円		
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		103,000円		
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		165,000円		
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		234,000円		
			住宅建築物以外の建	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	28,000円	

			建築物に係る基準適合認定申請である場合		ル以上2,000平方メートル未満のもの		
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円	
					非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
					その他 の場合	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円						

					この部において「仕様基準」という。)による場合		
					その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の場合	全ての住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円	
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円	
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円	
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円	
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円	
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円

					床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のもの	126,000円
					床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のも の	222,000円
					床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のも の	310,000円
					床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	604,000円
					床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	1,045,000円
					床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1,923,000円
			住宅建 築物以 外の建 築物に 係る基 準適合 認定申 請であ る場合	住宅部分 全ての住 戸が仕様 基準によ る場合	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	37,000円
					床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のも の	126,000円
					床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のも の	181,000円

						床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
						床面積の合計が 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
						床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	940,000円
				その他の 場合		床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	74,000円
						床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
						床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
						床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
						床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
						床面積の合計が 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
						床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

非住宅部分	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	689,000円

					ル以上10,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円

備考 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(1)及び(2)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(1)及び(2)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(1) 性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(2) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表本館・学習交流棟の款中

「

第5研修室	820	1,000	1,000	1,820	2,000	2,820
-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------

」

を

「

第5研修室	820	1,000	1,000	1,820	2,000	2,820
第6研修室	500	670	670	1,170	1,340	1,840

」

に、

「

視聴覚室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」

を

「

視聴覚室	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

に改める。

(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款体育室の項障害者の利用の目使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,500	3,500	4,000	6,300	7,800	10,000
1,300	1,800	2,100	3,000	3,800	5,300

別表1の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款プール（1コースにつき）の項障害者の利用の目使用料の欄を次のように改める。

830	1,200	1,200	2,100	2,500	3,300
-----	-------	-------	-------	-------	-------

別表2の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款備考の欄を次のように改める。

- 1 障害者の利用とは、障害者基本法第2条第1号に規定する者の利用をいう。
- 2 介護者が利用する場合の使用料は、障害者基本法第2条第1号に規定する者1人につきその介護者1人については、無料とする。
- 3 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者のために利用する場合の使用料は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
- 4 「1回」とは、開館時刻から12時まで、13時から17時まで、18時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいう。
- 5 3により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表1の部体育室の款障害者利用の項使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---

2,500	3,500	4,000	6,300	7,800	10,000
1,300	1,800	2,100	3,000	3,800	5,300

別表2の部備考の欄を次のように改める。

備考
1 障害者の利用とは、障害者基本法第2条第1号に規定する者の利用をいう。
2 介護者が利用する場合の使用料は、障害者基本法第2条第1号に規定する者1人につきその介護者1人については、無料とする。
3 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者のために利用する場合の使用料は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
4 「1回」とは、開館時刻から12時まで、13時から17時まで、18時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいう。
5 3により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第5条 兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項中「2分の1」の右に「(障害者が当該運動施設を専用で利用する場合にあっては、4分の1)」を加える。

別表第3の4の部ウォーターランドの款基準額の欄中「80円」を「40円」に改める。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1粒子線治療料の款を次のように改める。

粒子線治療料（告示により算定される料金を除く。）	粒子線を使用した治療に係る告示に掲げる点数を勘案して管理規程で定める額
--------------------------	-------------------------------------

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第7条 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の款中「第7条」を「第8条」に改め、同部(14)の款中「第24条第6項」の右に「(法第31条の23において準用する場合を含む。)」を加え、同部に次のように加える。

(17) 特定遊興 飲食店営業	法第31条の22の規定に基づき 特定遊興飲食店営業の許可を	3月以内の期間 を限って営む営	14,000円
--------------------	----------------------------------	--------------------	---------

許可申請手数料	受けようとする者	業	
		その他の営業	24,000円
(18) 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料	法第31条の23において準用する法第5条第4項の規定に基づき特定遊興飲食店営業許可証の再交付を受けようとする者		1,100円
(19) 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料	法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づき特定遊興飲食店営業の相続の承認を受けようとする者		8,600円（同時に他の特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請を行う場合における当該他の特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請に係るものにあつては、3,800円）
(20) 特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料	法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づき特定遊興飲食店業者たる法人の合併の承認を受けようとする者		11,000円（同時に他の特定遊興飲食店業者たる法人の合併の承認の申請を行う場合における当該他の特定遊興飲食店業者たる法人の合併の承認の申請に係るものにあつては、3,300円）
(21) 特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料	法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づき特定遊興飲食店業者たる法人の分割の承認を受けようとする者		11,000円（同時に他の特定遊興飲食店業者たる法人の分割の承認の申請を行う場合における当該他の特定遊興飲食店業者たる法人の分割の承認の申請に係るものにあつては、3,300円）
(22) 特定遊興飲食店営業所の構造又は設備変更承認申請手数料	法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定に基づき特定遊興飲食店営業に係る営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者		9,900円
(23) 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料	法第31条の23において準用する法第9条第4項の規定に基づき特定遊興飲食店営業許可証の書換えを受けようとする者		1,400円
(24) 特例特定遊興飲食店業者認定申請手数料	法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づき特例特定遊興飲食店業者の認定を受けようとする者		13,000円（同時に他の特例特定遊興飲食店業者の認定の申請を行う場合における当該他の特例特定遊興飲食店業者の認定の申請に係るものにあつては、10,000円）
(25) 特例特定遊興飲食店	法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の規定に基づき特例特定遊興飲食店業者の認		1,100円

営業 者 認 定 証 再 交 付 手 数 料	定証の再交付を受けようとする者	
------------------------------	-----------------	--

別表 1 の部備考に次のように加える。

- 7 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ(17)の款に定める額から8,000円を減じた額とする。
- 8 法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される特定遊興飲食店営業に係る営業所につき特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、(17)の款に定める額に6,800円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の21の部及び58の2の部の改正規定、第7条中警察手数料徴収条例別表1の部に次のように加える改正規定(同部(17)の款に係る部分に限る。)及び同部備考に次のように加える改正規定(同部備考7に係る部分に限る。)並びに次項の規定 公布の日
 - (2) 第7条の規定(警察手数料徴収条例別表1の部に次のように加える改正規定(同部(17)の款に係る部分に限る。)及び同部備考に次のように加える改正規定(同部備考7に係る部分に限る。)を除く。) 平成28年6月23日
 - (3) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の58の部(2)の款の改正規定及び同部(5)の款の改正規定(「18,000円」を「27,000円」に改める部分に限る。) 平成28年11月22日

(経過措置)

- 2 前項第1号に定める日から同項第2号に定める日の前日までの間における第7条の規定による改正後の警察手数料徴収条例別表1の部の規定の適用については、同部(17)の款中「法第31条の22」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)附則第2条第1項」とする。



兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第13号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の21」を「第32条の22」に、「第45条の7」を「第45条の8」に、「第100条」を「第100条の2」に、「第113条の16」を「第113条の17」に改める。

第6条の次に次の7条を加える。

(徴収の猶予の要件等)

第6条の2 知事は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

2 知事は、納税者又は特別徴収義務者につき、徴収金の法第15条第2項に規定する法定納期限から1年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該徴収金の納期限内にされたその者の申請に

基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- 3 知事は、前2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 4 知事は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えることができない。
- 5 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 6 知事は、第3項又は前項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、当該分割納付の各納付期限又は当該分割納入の各納入期限及び当該各納付期限ごとの納付金額又は当該各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。
- 7 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定められた分割納付の各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

（徴収の猶予に係る申請の手続等）

第6条の3 徴収の猶予（前条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び当該各納付期限ごとの納付金額又は当該納入期限ごとの納入金額を含む。）
 - (6) 当該猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 当該猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 当該猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - 3 徴収の猶予（前条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
 - 4 前項の申請書には、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付しなければならない。
 - 5 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しな

ればならない。

- (1) 猶予を受けた期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (2) 猶予の期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 猶予の期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 前項の申請書には、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付しなければならない。

7 第2項又は前項の書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、第2項又は前項の規定にかかわらず、法第15条の2第4項に規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該書類を提出することが困難であると知事が認めるときは、添付することを要しない。

8 知事は、第1項、第3項又は第5項の規定による申請書の提出があった場合には、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

9 前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、法第15条の2第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかったときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

（職権による換価の猶予の要件等）

第6条の4 知事は、滞納者が法第15条の5第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予又は第6条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この節において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができない。

2 第6条の2第3項から第7項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この節において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2第3項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。）
	期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なもの	期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の知事が指定する月）
	ことができる	ものとする
第6条の2第4項	当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その	その
第6条の2第5項	ことができる	ものとする

（職権による換価の猶予の手続等）

第6条の5 知事は、職権による換価の猶予又は前条第2項において読み替えて準用する第6条の2第4項の規定により職権による換価の猶予をした期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

（申請による換価の猶予の要件等）

第6条の6 知事は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該徴収金の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 第6条の2第3項から第7項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2第3項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。）
	期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なもの	期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の知事が指定する月）
	ことができる	ものとする
第6条の2第5項	ことができる	ものとする

（申請による換価の猶予の手続等）

第6条の7 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び当該納付期限ごとの納付金額又は当該納入期限ごとの納入金額

2 前項の申請書には、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付しなければならない。

3 前条第2項において読み替えて準用する第6条の2第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 第6条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第6条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第1項第3号に掲げる事項

4 前項の申請書には、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付しなければならない。

5 第6条の3第8項及び第9項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。

（担保の徴取）

第6条の8 知事は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、法第16条第1項各号に掲げる担保を徴さなければならない。ただし、当該猶予に係る金額が100万円以下である場合、当該猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

第32条の9第1項第1号中「、所在地及び法人番号」を「及び所在地」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利子割の市町に対する交付）

第32条の9の2 県に納入された利子割額については、法第71条の26第1項の規定により算定して得た額の5分の3に相当する額を、政令第9条の15で定めるところにより、県内の市町に対し、同項に規定する当該市町に係る個人の県民税の額に按分して交付する。

第32条の15の次に次の1条を加える。

（配当割の市町に対する交付）

第32条の15の2 県に納入された配当割額については、法第71条の47第1項の規定により算定して得た額の5分の3に相当する額を、政令第9条の19で定めるところにより、県内の市町に対し、同項に規定する当該市町に係る個人の県民税の額に按分して交付する。

第2章第1節中第32条の21の次に次の1条を加える。

(株式等譲渡所得割の市町に対する交付)

第32条の22 県に納入された株式等譲渡所得割額については、法第71条の67第1項の規定により算定して得た額の5分の3に相当する額を、政令第9条の23で定めるところにより、県内の市町に対し、同項に規定する当該市町に係る個人の県民税の額に按分して交付する。

第34条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の6」を「100分の3.6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の3.6」に改める。

第44条第2項第1号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第2章第3節中第45条の7の次に次の1条を加える。

(地方消費税の市町に対する交付)

第45条の8 地方消費税については、法第72条の115第1項の規定により算定して得た合計額の2分の1に相当する額を、政令第35条の21第1項及び第3項から第6項までの規定で定めるところにより、県内の市町に対し、法第72条の115第1項に規定する国勢調査の結果による各市町の人口及び事業所統計の結果による各市町の従業者数で按分して得た額を交付する。

2 地方消費税については、法第72条の115第2項の規定により算定して得た合計額の2分の1に相当する額を、政令第35条の21第2項から第6項までの規定で定めるところにより、県内の市町に対し、前項の人口で按分して得た額を交付する。

3 第1項の場合には、県内の市町に対して交付すべき額の2分の1の額を同項の人口で、他の2分の1の額を同項の従業者数で按分する。

第56条第1項中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「第39条の2の3第2項」を「第39条の2の4第2項」に改める。

第71条第2項第1号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第81条から第90条までを次のように改める。

(ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町に対する交付)

第81条 県に納入されたゴルフ場利用税の額については、ゴルフ場所在の市町に対し、施行規則第8条の13で定めるところにより、当該納入された当該市町に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付する。

第82条から第90条まで 削除

第2章第7節中第100条の次に次の1条を加える。

(自動車取得税の市町に対する交付)

第100条の2 県に納付された自動車取得税額については、法第143条第1項の規定により算定して得た額の10分の7に相当する額を、政令第42条の9及び第42条の11で定めるところにより、県内の市町に対し、同項に規定する当該市町が管理する市町道の延長及び面積に按分して交付する。

2 前項の規定によるほか、県に納付された自動車取得税額については、政令第42条の10及び第42条の11で定めるところにより、当該自動車取得税額に相当する額に政令第42条の8で定める率を乗じて得た額の10分の3に相当する額に、県の区域内に存する一般国道等の延長及び面積(法第143条第2項に規定する一般国道等の延長及び面積をいう。以下この項において同じ。)のうちに県内の指定市(道路法(昭和27年法律第180号)第7条第3項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の占める割合を乗じて得た額を当該指定市に対して交付する。

第113条の16第2項第1号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、第2章第7節の2中同条の次に次の1条を加える。

(軽油引取税の指定市に対する交付)

第113条の17 県に納入され、又は納付された軽油引取税額については、施行規則第8条の55で定めるところにより、当該軽油引取税額に相当する額に政令第43条の20で定める率を乗じて得た額に県内の道路法第7条第3項に規定する指定市(以下この条において「指定市」という。)の区域内に存する一般国道等の面積(法第144条の60第1項に規定する一般国道等の面積をいう。以下この条において同じ。)を県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額を当該指定市に対して交付する。

第139条第2項第1号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

附則第9条の5中「100分の10」を「100分の20」に改める。

附則第10条の2の次に次の1条を加える。

(法人の県民税の特定寄附金税額控除)

第10条の2の2 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第 号。以下この条において「平成28年地域再生法改正法」という。)の施行の日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下この条において「認定地方公共団体」という。)に対して特定寄附金(法附則第8条の2の2第1項に規定する特定寄附金をいう。以下この条において同じ。)を支出した場合には、寄附金支出事業年度(法附則第8条の2の2第1項に規定する寄附金支出事業年度をいう。以下この項において同じ。)の申告納付すべき県民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、法附則第8条の2の2第1項後段に規定する県民税の法人税割額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法附則第8条の2の2第2項前段の申告書又は更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した施行規則で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として施行規則で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法附則第8条の2の2第2項後段の申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 法附則第8条の2の2第3項に規定する連結親法人又は連結子法人が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、寄附金支出連結事業年度(同項に規定する寄附金支出連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)の申告納付すべき県民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、法附則第8条の2の2第3項後段に規定する県民税の法人税割額の100分の20に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

4 前項の規定は、法附則第8条の2の2第4項各号に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。

5 第3項の規定は、法附則第8条の2の2第5項前段の申告書又は更正請求書に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した施行規則で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として施行規則で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、同条第5項後段の申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第11条の次に次の1条を加える。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除)

第11条の2 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人又は同法第121条第1項の承認を受けていない法人で同法第2条第16号に規定する連結申告法人に該当するものが、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第 号)の施行の日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体に対して特定寄附金(法附則第9条の2の2第1項に規定する特定寄附金をいう。以下この条において同じ。)を支出した場合には、寄附金支出事業年度(法附則第9条の2の2第1項に規定する寄附金支出事業年度をいう。以下この項において同じ。)に係る申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額

(他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第72条の48第2項に規定する事業税額の課税標準の分割基準により按分して計算した金額)の100分の10に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の第34条の規定により計算した事業税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法附則第9条の2の2第2項前段の申告書、修正申告書又は更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した施行規則で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として施行規則で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、同条第2項後段の申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第15条第1項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「第56条第1項第1号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第1項」を「同項」に改める。

附則第15条の3を附則第15条の4とし、附則第15条の2中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条を附則第15条の3とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(都市再生特別措置法に係る認定事業の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第15条の2 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあっては、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第17条中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「第39条の2の3第2項」を「第39条の2の4第2項」に改める。

附則第21条の2第1項中「においては」を「には」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

附則第22条第1項中「法附則第12条の3第1項各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同条第3項から第8項までを削り、同条第9項中「附則第12条の3第6項各号」を「附則第12条の3第3項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第10項中「附則第22条第9項」を「附則第22条第3項」に、「同条第10項」を「同条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第11項中「附則第12条の3第7項」を「附則第12条の3第4項」に、「第5項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
乗用車(三輪の小型自動車を除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	4,000円	15,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500円	17,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000円	20,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000円	22,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000円	25,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000円	29,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500円	33,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000円	38,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000円	44,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500円	55,500円

トラック (三輪の小型自動車を除く。)	最大積載量が1トン以下のもの	3,500円	4,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500円	6,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000円	8,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500円	13,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000円	15,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000円	17,500円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	8,000円	10,500円
	小型自動車に属するけん引車	4,000円	5,500円
バス(三輪の小型自動車を除く。)	一般乗合用のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	6,000円	—
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	7,500円	—
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,000円	—
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	10,000円	—
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	11,500円	—
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000円	—
	乗車定員が80人を超えるもの	14,500円	—
	一般乗合用のもの以外のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	13,500円	16,500円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000円	20,500円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000円	24,500円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000円	28,500円
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500円	33,000円
乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500円	37,000円	
乗車定員が80人を超えるもの	32,000円	41,500円	
三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が1トンを超えるもの	3,500円	5,000円
	けん引車	2,000円	3,000円
	乗用車	2,500円	3,000円
	特種用途車	2,500円	3,000円
特種用途車 (三輪の小	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 <small>じんがい</small> 塵芥車、 アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、		

型自動車を除く。)	冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類するもの		
	最大積載量が1トン以下のもの	3,500円	4,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500円	6,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000円	8,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500円	13,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000円	15,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000円	17,500円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額
穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこれらに類するもの	車両重量が2トン以下のもの	3,500円	4,000円
	車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	4,500円	6,000円
	車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	6,000円	8,000円
	車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
	車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	9,500円	13,000円
	車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	11,000円	15,000円
	車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	13,000円	17,500円
	車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	15,000円	20,500円
	車両重量が16トンを超えるもの	15,000円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに3,200円を加算した額
	キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの	—
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		—	14,000円
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		—	16,000円
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		—	18,000円
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		—	20,500円

総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	23,500円
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	27,000円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	31,000円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	35,500円
総排気量が6リットルを超えるもの	—	44,500円
霊きゆう車		
普通自動車に属するもの	5,000円	—
小型自動車に属するもの	4,500円	—
その他		
普通自動車に属するもの	11,000円	15,000円
小型自動車に属するもの	4,500円	6,000円

附則第22条第11項を同条第5項とし、同条第12項中「附則第22条第11項」を「附則第22条第5項」に改め、「同項」とあるのは「附則第22条第5項」とを削り、「同条第12項」を「同条第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第13項を削る。

附則第32条の6第2項中「第37条の12の2第2項各号」を「第37条の12の2第2項第1号から第10号まで」に改める。

附則第38条中「100分の0.72」を「100分の1.2」に、「100分の0.756」を「100分の1.26」に、「100分の0.3」を「100分の0.5」に、「100分の0.315」を「100分の0.525」に、「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の3.225」を「100分の1.995」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の4.83」を「100分の2.835」に、「100分の6」を「100分の3.6」に、「100分の6.3」を「100分の3.78」に改める。

附則第44条第1項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に改め、同条第2項中「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の1.6」を「100分の0.3」に、「100分の3.255」を「100分の1.995」に、「100分の1.755」を「100分の0.395」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の4.83」を「100分の2.835」に、「100分の2.53」を「100分の0.635」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に、「100分の6.3」とあるのは「100分の3.4」を「100分の3.78」とあるのは「100分の0.88」に改める。

第2条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第90条」を「第100条」に、「第7節 自動車取得税（第91条—第100条の2）」を「第7節 軽油引取税（第101条—第113条の17）」に改める。

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 自動車税 法第145条第1号に規定する環境性能割にあっては道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項の規定による新規登録(以下この号において「新規登録」という。)がされるべき事務所、同法第13条第1項の規定による移転登録を受けるべき事務所又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき事務所の所在地、法第145条第2号に規定する種別割にあっては賦課期日現在又は自動車を所有した日現在における自動車の主たる定置場の所在地(納税義務者である自動車の所有者又は使用者(当該所有者又は使用者が2以上の場合にあっては、当該自動車を主として使用する者)の住所が賦課期日現在又は自動車を所有した日現在において県内にある場合にあっては、当該所有者又は使用者の当該住所地、第125条の9第2項の規定による証紙徴収の方法又は第125条の10の規定による徴収の方法による場合にあっては、新規登録の申請書が受け付けられた事務所の所在地)

第4条第2項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第26条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第45条を次のように改める。

(法人の事業税の市町に対する交付)

第45条 県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額については、法第72条の76に規定する政令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該事業税の額に相当する額に同条に規定する政令で定める率を乗じて得た額を同条に規定する事業所統計の結果による各市町の従業者数で按分して得た額を交付する。
第2章第7節の節名を削る。

第2章第6節中第81条から第100条までを次のように改める。

第81条から第100条まで 削除

第100条の2を削る。

第2章第7節の2を同章第7節とする。

第114条第1項及び第2項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）に環境性能割によって、当該自動車の所有者（以下この節において「自動車の所有者」という。）に種別割によって、それぞれ課する。

2 自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として法第146条第2項に規定する政令で定めるものを含まないものとする。

第114条第3項中「第146条第1項」を「第148条第1項」に、「によって自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には」に、「その使用者に対し、自動車税」を「当該自動車の使用者に種別割」に、「もの」を「自動車」に改める。

第116条を削る。

第115条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第3号中「学校教育法」の右に「(昭和22年法律第26号)」を加え、「第98条第1項」を「附則第3条第1項」に改め、同条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第116条とし、第114条の次に次の1条を加える。

（自動車税のみならず課税）

第115条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の政令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第117条から第125条までを次のように改める。

（種別割の納税管理人）

第117条 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、課税地を管轄する県民局の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申し、又は当該管轄区域外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

3 第1項の納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他前2項の規定により申し、又は承認若しくは認定を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更した日、変更する必要が生じた日又は異動を生じた日から10日以内に、その旨を知事に申し、又は申請してその承認若しくは認定を受けな

なければならない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第118条 前条第1項又は第3項の承認及び同条第2項又は第3項の認定を受けていない種別割の納税義務者で、同条第1項又は第3項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかったものは、10万円以下の過料に処する。

(環境性能割の課税標準)

第119条 環境性能割の課税標準は、法第156条に規定する通常の取得価額(第121条において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第120条 法第157条第1項各号に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第157条第2項各号に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 法第149条第1項並びに前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 法第149条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に対して課する環境性能割の税率は、法第157条第4項において読み替えて準用する同条第1項(第1号イ及びロに係る部分に限る。)に該当する自動車にあつては100分の1と、同条第4項において読み替えて準用する同条第2項(第1号イに係る部分に限る。)に該当する自動車にあつては100分の2とする。

(環境性能割の免税点)

第121条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第122条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第123条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の申告書(以下この条において「申告書」という。)を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この節において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の報告書を知事に提出しなければならない。

3 環境性能割の納税義務者は、第1項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書又は同条第2項の修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器で環境性能割額に相当する金額を表示した印(第5項において「環境性能割証紙印」という。)の押印を受けることによりしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請及び第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該新規登録又は移転登録の申請をした際に、当該新規登録又は移転登録の申請に係る自動車に係る環境性能割を知事から得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。

5 第3項の環境性能割証紙印の押印による納付の方法については、兵庫県税証紙徴収条例(昭和40年兵庫県条例第38号)の定めるところによる。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第124条 環境性能割の納税義務者で、前条第1項又は第2項の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかったものは、10万円以下の過料に処する。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第125条 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前項の規定の適用を受ける納税義務者は、次に掲げる事項を記載した申告書に同項の規定の適用があることとなった事実を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告者の氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号
- (2) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
- (3) 自動車の定置場
- (4) 譲渡担保財産の設定年月日
- (5) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅年月日
- (6) 譲渡担保財産の設定者に対する当該譲渡担保財産の移転年月日

3 知事は、自動車の取得者から環境性能割について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に取得した自動車が譲渡担保財産であってこれを6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足りる書類を添付して、第123条第1項の規定によって申告する際、あわせてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告者の氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号
- (2) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
- (3) 自動車の定置場
- (4) 環境性能割の課税標準額及び税額
- (5) 譲渡担保財産の設定年月日
- (6) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅予定年月日
- (7) 譲渡担保財産の設定者に対する当該譲渡担保財産の移転予定年月日

5 知事は、第3項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

6 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

7 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

8 第6項の規定による還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があることとなった事実を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号
- (2) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
- (3) 自動車の定置場
- (4) 譲渡担保財産の設定年月日
- (5) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅年月日
- (6) 譲渡担保財産の設定者に対する当該譲渡担保財産の移転年月日
- (7) 還付を受けるべき金額

第125条の次に次の11条を加える。

(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第125条の2 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由により、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、その者の申請によ

り、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。
- 3 前条第7項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。
- 4 第1項及び第2項の免除又は還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定の適用があることとなった事実を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名、住所及び個人番号又は名称、所在地及び法人番号
 - (2) 自動車の種類、用途、車名及び型式
 - (3) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
 - (4) 自動車の定置場
 - (5) 自動車を取得した年月日
 - (6) 自動車を返還した年月日
 - (7) 自動車を返還した理由
 - (8) 還付を受けるべき金額又は環境性能割の課税標準額及び税額
(環境性能割の減免)

第125条の3 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得（第3号から第6号までに掲げる自動車の取得にあつては、当該各号に規定する下肢等障害者又は精神障害者1人につき1台に限る。）については、当該自動車の取得者に対し、環境性能割を減免することができる。

- (1) 医療法第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (3) 下肢等障害者（下肢、体幹その他に障害を有する者のうち規則で定めるものをいう。以下この条及び第126条において同じ。）が専ら運転する自動車に係る当該下肢等障害者の自動車の取得
- (4) 重度下肢等障害者（下肢等障害者のうち規則で定める重度の障害を有するものをいう。以下この条及び第126条において同じ。）が専ら運転する自動車又はその者と生計を一にする者が専ら当該重度下肢等障害者のために運転する自動車に係る当該重度下肢等障害者又は生計を一にする者の自動車の取得
- (5) 精神障害者（精神に障害を有する者のうち規則で定めるものをいう。以下この条及び第126条において同じ。）と生計を一にする者が専ら当該精神障害者のために運転する自動車に係る当該精神障害者又は生計を一にする者の自動車の取得
- (6) 重度下肢等障害者又は精神障害者（以下この条及び第126条において「重度障害者等」という。）のみで構成される世帯の当該重度障害者等の自動車の取得で、当該世帯の重度障害者等を常時介護する者が専ら当該世帯の重度障害者等のために運転するもの
- (7) 前各号に掲げる自動車の取得のほか、天災その他特別の事情がある場合において、知事が認める自動車の取得
- 2 前項の規定によって環境性能割の減免を受けようとする者は、第123条第1項の規定による申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
 - (2) 自動車を取得した原因
 - (3) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
 - (4) 環境性能割の課税標準額及び税額
 - (5) 減免を必要とする理由
- 3 前項の規定による申請書に添付すべき書類又は当該申請の際に提示すべき書類は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。

減免の理由	添付し、又は提示すべき書類
第1項第1号、第2号又は第7号の場合	添付すべき書類 減免を必要とする理由を証明するに足りる書類

第1項第3号から第6号までの場合	添付すべき書類
	減免を必要とする理由を証明するに足る書類
	提示すべき書類
	運転免許証その他規則で定める書類

(環境性能割の市町に対する交付)

第125条の4 県に納付された環境性能割額については、法第177条の6第1項の規定により算定して得た額の100分の65に相当する額を、同項に規定する政令で定めるところにより、県内の市町に対し、同項に規定する当該市町が管理する市町道の延長及び面積に按分して交付する。

2 前項の規定によるほか、県に納付された環境性能割額については、法第177条の6第2項に規定する政令で定めるところにより、当該環境性能割額に相当する額に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の100分の35に相当する額に、県の区域内に存する一般国道等の延長及び面積（同項に規定する一般国道等の延長及び面積をいう。以下この項において同じ。）のうちに占める県内の指定市（道路法第7条第3項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額を当該指定市に対して交付する。

(種別割の税率)

第125条の5 種別割の税率は、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車を除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	7,500円	29,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	34,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	9,500円	39,500円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	13,800円	45,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	15,700円	51,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	17,900円	58,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	20,500円	66,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	23,600円	76,500円
トラック（三輪の小型自動車を除く。）	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円	88,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	40,700円	111,000円
	最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	8,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,000円	11,500円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	12,000円	16,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	18,500円	25,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	22,000円	30,000円
最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	25,500円	35,000円	
最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	29,500円	40,500円	
最大積載量が8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまで	40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまで	

		ごとに4,700円を加算した額	ごとに6,300円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	15,100円	20,600円
	小型自動車に属するけん引車	7,500円	10,200円
	普通自動車に属する被けん引車 最大積載量が8トン以下のもの 最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円 7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額	10,200円 10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額
	小型自動車に属する被けん引車	3,900円	5,300円
バス（三輪の小型自動車を除く。以下この款において同じ。）	一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下この款において同じ。） 乗車定員が30人以下のもの	12,000円	—
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	14,500円	—
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	17,500円	—
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	20,000円	—
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	22,500円	—
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	25,500円	—
	乗車定員が80人を超えるもの	29,000円	—
	一般乗合用バス以外のバス 乗車定員が30人以下のもの	26,500円	33,000円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	32,000円	41,000円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	38,000円	49,000円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	44,000円	57,000円
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	50,500円	65,500円
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	57,000円	74,000円
	乗車定員が80人を超えるもの	64,000円	83,000円
三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	4,500円	6,000円
	最大積載量が1トンを超えるもの	6,900円	9,400円
	けん引車	3,900円	5,300円
	乗用車	4,500円	6,000円
特種用途車（三輪の小	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 ^{じんがい} 塵芥車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、		

型自動車を除く。)	冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類するもの		
	最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	8,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,000円	11,500円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	12,000円	16,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	18,500円	25,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	22,000円	30,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	25,500円	35,000円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	29,500円	40,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額
穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこれらに類するもの	車両重量が2トン以下のもの	6,500円	8,000円
	車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	9,000円	11,500円
	車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	12,000円	16,000円
	車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	15,000円	20,500円
	車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	18,500円	25,500円
	車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	22,000円	30,000円
	車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	25,500円	35,000円
	車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	29,500円	40,500円
	車両重量が16トンを超えるもの	29,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,300円を加算した額
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの	—	23,600円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	27,600円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	31,600円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	36,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	40,800円

総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	46,400円
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	53,200円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	61,200円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	70,400円
総排気量が6リットルを超えるもの	—	88,800円
霊きゆう車		
普通自動車に属するもの	10,000円	—
小型自動車に属するもの	8,900円	—
被けん引車		
普通自動車に属するもの	7,500円	10,200円
小型自動車に属するもの	3,900円	5,300円
その他		
普通自動車に属するもの	22,000円	30,000円
小型自動車に属するもの	9,000円	11,500円

2 トラックのうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものに対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、同項の表トラックの款に定める年額に、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ1台について、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 総排気量が1リットル以下のもの
 - 営業用の場合 3,700円
 - 自家用の場合 5,200円
- (2) 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの
 - 営業用の場合 4,700円
 - 自家用の場合 6,300円
- (3) 総排気量が1.5リットルを超えるもの
 - 営業用の場合 6,300円
 - 自家用の場合 8,000円

3 ロータリーエンジンを搭載する自動車については、ロータリーエンジンの作動室容積の合計に1.5を乗じたものを当該自動車の総排気量とみなす。

4 電気を動力源とする自動車については、総排気量が1リットルの自動車とみなす。

5 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に規定する合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等（以下種別割について「合衆国軍隊の構成員等」という。）の所有する自動車に対して課する種別割の税率は、前4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

自動車の区分		税率 (年額)
普通乗用車	自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第2号の自動車の種別による分類番号（以下「車種別番号」という。）が3、30から39まで及び300から399までのもの	
	総排気量が4.5リットル以下のもの	19,000円
	総排気量が4.5リットルを超えるもの	22,000円

小型乗用車	車種別番号が5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799までのもの	7,500円
普通トラック	車種別番号が1、10から19まで及び100から199までのもの	32,000円
小型トラック	車種別番号が4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで及び600から699までのもの	7,500円
特種用途車	車種別番号が8、80から89まで及び800から899までのもの	自動車の種類及び大きさに応じ、上記の税率のうちのいずれかの税率

6 学校教育法第1条に規定する学校を設置する者が所有するバスのうち、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供されるものに対して課する種別割の税率は、第1項の規定にかかわらず、同項の表バスの款に掲げる一般乗合用バスに対するものとする。

(種別割の税率の特例)

第125条の6 法第177条の7第3項に規定する自動車に対して課する種別割の税率は、前条第1項、第2項及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、10分の10から積雪により自動車を運行の用に供することができない期間の月数(当該期間が4月以上である場合においては、当該月数は4とする。)に10分の0.75を乗じて得た数を控除したものを乗じて得た額とする。

2 前項の月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

(種別割の賦課期日)

第125条の7 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第125条の8 種別割の納期は、5月1日から5月31日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生したもので普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

2 知事は、特別の事情がある場合には、前項本文の規定にかかわらず、同項本文の納期と異なる納期を定めることができる。

(種別割の徴収の方法)

第125条の9 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 種別割の納税義務者は、前項の証紙徴収の方法による種別割については、同項に規定する自動車について新規登録の申請をしたときに、第125条の11第1項の規定により提出する申告書に知事が指定する証紙代金収納計器で種別割額に相当する金額を表示した印(次項において「種別割証紙印」という。)の押印を受けることにより、その税金を払い込まなければならない。

4 種別割証紙印の押印による徴収の方法については、兵庫県税証紙徴収条例の定めるところによる。

5 第3項の申告書の提出がなかったことにより、第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の徴収の方法の特例)

第125条の10 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請及び次条第1項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、当該納税者が当該登録の申請をしたときに、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告)

第125条の11 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当する事実が発生した日から7日以内(新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際)に法第177条の13第1項の申告書又は報告書を知事に提出しなければ

ならない。第116条第1項及び第2項に規定する自動車（部品であつて使用しないものを除く。）の所有者が、その自動車を取得した場合においても、また同様とする。

- (1) 自動車を取得したとき。
- (2) 自動車が第116条第1項及び第2項に規定する自動車でなくなったとき。
- (3) 自動車を滅失し、若しくは解体したとき（整備又は改造のため解体したときを除く。）又は自動車としての用途を廃止したとき。
- (4) 自動車の定置場が県内に所在することとなったとき又は所在しないこととなったとき。
- (5) 法第146条第3項の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

2 種別割の納税義務者又は前項後段に規定する者が同項の規定により申告書又は報告書を提出した後に、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

3 第115条第1項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を規則の定めるところにより知事に提出しなければならない。

- (1) 当該自動車の買主の住所若しくは居所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 当該自動車の買主が勤務している事務所又は事業所の名称及び所在地
- (3) 当該自動車に係る賦払金の支払場所
- (4) 当該自動車の所有権を当該自動車の買主に移転する旨の通知の発送の有無
- (5) 当該自動車の占有の有無
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要と認める事項
(種別割に係る不申告等に関する過料)

第125条の12 種別割の納税義務者又は第115条第1項に規定する自動車の売主で、前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告し、又は報告しなかつたものは、10万円以下の過料に処する。

第126条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項及び第2項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項の表中「第120条の2」を「第125条の10」に、「際」を「とき」に改め、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第127条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第128条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第120条」を「第125条の9」に、「第120条の2」を「第125条の10」に改める。

第129条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「第119条」を「第125条の8」に、「自動車税証紙」を「種別割証紙」に改める。

附則第8条の2の次に次の1条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第8条の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第4条の4第1項に規定する前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る法第34条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、法附則第4条の4第1項に定めるところにより、法第34条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

附則第10条の2の2第1項及び第3項中「100分の5」を「100分の2.9」に改める。

附則第11条の2第1項中「100分の20」を「100分の15」に改める。

附則第20条から第21条の2までを次のように改める。

第20条から第21条の2まで 削除

附則第21条の2の2から第21条の2の4までを削る。

附則第21条の6の次に次の3条を加える。

（自動車税の環境性能割の非課税）

第21条の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が国が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線その他の地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっている路線として規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第114条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割

を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第21条の8 営業用の自動車に対する第120条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」と、同条第4項中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第21条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第12条の2の12第1項に規定するもので最初の第115条第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までにに行われたときに限り、同条中「(いう。)」とあるのは、「(いう。)」から1,000万円を控除して得た額」とする。

2 路線バス等のうち、法附則第12条の2の12第2項に規定するもので初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までにに行われたときに限り、同条中「(いう。)」とあるのは、「(いう。)」から650万円(乗車定員30人未満の附則第21条の9第1項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第12条の2の12第3項に規定するもので初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までにに行われたときに限り、同条中「(いう。)」とあるのは、「(いう。)」から100万円を控除して得た額」とする。

4 法附則第12条の2の12第4項に規定する自動車で初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日(同項第3号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日)までにに行われたときに限り、同条中「(いう。)」とあるのは、「(いう。)」から525万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第12条の2の12第5項に規定する自動車で初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、同項第1号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までにに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までにに行われたときに限り、同条中「(いう。)」とあるのは、「(いう。)」から350万円を控除して得た額」とする。

6 法附則第12条の2の12第6項に規定する自動車で初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日(同項第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日)までにに行われたときに限り、同条中「(いう。)」とあるのは、「(いう。)」から350万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第123条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第22条の見出し中「自動車税」を「自動車税の種別割」に、同条第1項中「第116条第6項」を「第125条の5第6項」に、「平成28年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に、「第116条第1項」を「第125条の5第1項」に改め、同条第2項中「第116条第2項」を「第125条の5第2項」に、「第117条第1項」を「第125条の6第1項」に改め、同条第3項中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、「平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録」に、「(あつては平成27年度分)」を「(には、平成29年度分の自動車税の種別割)」に、「当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第116条第1項」を「第125条の5第1項」に改め、同条第4項中「第116条第2項」を「第125条の5第2項」に、「第117条第1項」を「第125条の6第1項」に改め、同条第5項中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、「平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録」に、「(あつては平成27年度分の自動車税)」を「(には、平成29年度分の自動車税の種別割)」に、「当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分に限り、第116条第1項」を

「第125条の5第1項」に改め、同条第6項中「第116条第2項」を「第125条の5第2項」に、「第117条第1項」を「第125条の6第1項」に改める。

附則第36条中「100分の4」を「100分の1.8」に改める。

附則第37条第1項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第44条を次のように改める。

第44条 削除

(兵庫県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 兵庫県税条例の一部を改正する条例(平成26年兵庫県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項の改正規定を削る。

(兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち兵庫県税条例第34条及び附則第44条第1項の改正規定を削る。

附則第1項第4号中「附則第14項から第18項まで」を「附則第14項」に改め、「並びに附則第41項の規定(産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(平成14年兵庫県条例第20号)附則に附則第8項を加える部分に限る。)」を削る。

附則第15項から第18項までを削り、附則第19項を附則第15項とし、附則第20項から第25項までを4項ずつ繰り上げる。

附則第26項中「附則第23項」を「附則第19項」に、「附則第24項」を「附則第20項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第27項中「附則第23項」を「附則第19項」に改め、同項を附則第23項とし、附則第28項を附則第24項とする。

附則第29項中「附則第24項から第27項まで」を「附則第20項から第23項まで」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第20項	前項に	附則第24項に
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第20項第2号	前項	附則第24項
附則第21項	前項	附則第25項において準用する附則第20項
	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第22項	附則第19項	附則第24項
	同項	同項及び附則第25項において準用する附則第20項
	兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第29号)附則第20項	兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第29号)附則第25項において準用する附則第20項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第23項	附則第19項	附則第24項

附則第29項を附則第25項とし、附則第30項を附則第26項とする。

附則第31項中「附則第24項から第27項まで」を「附則第20項から第23項まで」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第20項	前項に	附則第26項に
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第20項第2号	前項	附則第26項
附則第21項	前項	附則第27項において準用する附則第20項

	平成28年 9月30日	平成30年10月 1日
附則第22項	附則第19項	附則第26項
	同項	同項及び附則第27項において準用する附則第20項
	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第20項	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第27項において準用する附則第20項
	平成28年 5月 2日	平成30年 5月 1日
附則第23項	附則第19項	附則第26項

附則第31項を附則第27項とし、附則第32項を附則第28項とする。

附則第33項中「附則第24項から第27項まで」を「附則第20項から第23項まで」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第20項	前項に	附則第28項に
	平成28年 5月 2日	平成31年 4月30日
附則第20項第 2号	前項	附則第28項
附則第21項	前項	附則第29項において準用する附則第20項
	平成28年 9月30日	平成31年 9月30日
附則第22項	附則第19項	附則第28項
	同項	同項及び附則第29項において準用する附則第20項
	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第20項	兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第29項において準用する附則第20項
	平成28年 5月 2日	平成31年 4月30日
附則第23項	附則第19項	附則第28項

附則第33項を附則第29項とし、附則第34項から第40項までを4項ずつ繰り上げる。

附則第41項のうち産業の集積の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例附則に次の2項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の1項を加える。

（事業税の不均一課税に係る調整）

- 7 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第10項から第13項までの規定の適用がある法人に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条並びに兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）附則第10項から第13項までの規定により計算した金額」とする。

附則第41項を附則第37項とする。

（兵庫県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 兵庫県税条例の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第38条の改正規定中「、「100分の0.72」を「100分の0.96」に、「100分の0.756」を「100分の1.008」に、「100分の0.3」を「100分の0.4」に、「100分の0.315」を「100分の0.42」に、「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の3.255」を「100分の2.625」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の4.83」を「100分の3.885」に、「100分の6」を「100分の4.8」に、「100分の6.3」を「100分の5.04」に」を削る。

附則第44条第2項の改正規定を削る。

附則第1項中「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日」を「附則第39条の改正規定は、平成28年3月12日」に改め、同項各号を削る。

附則第2項中「同項第1号に掲げる」を「同項ただし書の」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中兵庫県税条例第32条の9第1項第1号、第44条第2項第1号、第71条第2項第1号、第113条の16第2項第1号及び第139条第2項第1号の改正規定並びに第3条から第5条までの規定 公布の日
 - (2) 第1条中附則第32条の6第2項の改正規定及び附則第6項の規定 平成29年1月1日
 - (3) 第2条(兵庫県税条例附則第8条の2の次に1条を加える改正規定を除く。)の規定、附則第9項、第16項から第19項まで、第22項から第25項まで、第28項及び第30項から第32項までの規定並びに附則第33項(産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例第8条の改正規定及び同条例附則に附則第9項を加える改正規定に限る。)の規定 平成29年4月1日
 - (4) 第2条中兵庫県税条例附則第8条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第10項の規定 平成30年1月1日
 - (5) 附則第20項及び附則第33項(産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例附則に附則第10項を加える改正規定に限る。)の規定 平成30年4月1日
 - (6) 第1条中兵庫県税条例附則第10条の2の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第11条の次に1条を加える改正規定並びに附則第8項及び第21項の規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第号)の施行の日
(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の兵庫県税条例(以下「新条例」という。)第6条の2、第6条の3及び第6条の8の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される新条例第6条の2第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条の4、第6条の5及び第6条の8の規定は、施行日以後にされる新条例第6条の4第1項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新条例第6条の6から第6条の8までの規定は、施行日以後に新条例第6条の6第1項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。
(県民税に関する経過措置)
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第32条の6第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第10条の2の2の規定は、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用する。
- 9 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例(以下「29年新条例」という。)第26条並びに附則第10条の2の2第1項及び第3項並びに第36条及び第37条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日以前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日以前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 10 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例附則第8条の3の規定は、平成30年度以後の

- 年度分の個人の県民税について適用する。
(事業税に関する経過措置)
- 11 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
 - 12 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成28年度分調整後付加価値額（地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第 号。以下「28年改正法」という。）附則第5条第2項に規定する平成28年度分調整後付加価値額をいう。次項から附則第15項までにおいて同じ。）が30億円以下であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額（同条第2項に規定する平成28年度分基準法人事業税額をいう。次項において同じ。）が同条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額（同項に規定する平成28年度分法人事業税額をいう。次項から附則第15項までにおいて同じ。）から控除するものとする。
 - 13 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が28年改正法附則第5条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。
 - 14 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額（28年改正法附則第5条第4項に規定する平成28年度分基準法人事業税額をいう。次項において同じ。）が同条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。
 - 15 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が28年改正法附則第5条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。
 - 16 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成29年度分調整後付加価値額（28年改正法附則第5条第6項に規定する平成29年度分調整後付加価値額をいう。次項から附則第19項までにおいて同じ。）が30億円以下であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額（同条第6項に規定する平成29年度分基準法人事業税額をいう。次項において同じ。）が同条第6項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額（同項に規定する平成29年度分法人事業税額をいう。次項から附則第19項までにおいて同じ。）から控除するものとする。
 - 17 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が28年改正法附則第5条第6項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。
 - 18 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る平成29年度分基準法

人事業税額（28年改正法附則第5条第8項に規定する平成29年度分基準法人事業税額をいう。次項において同じ。）が同条第8項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。

- 19 新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が28年改正法附則第5条第8項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 20 附則第16項から前項までの規定は、新条例第33条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第16項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	附則第5条第6項	附則第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	同条第6項各号	同条第10項において読み替えて準用する同条第6項各号
	2分の1	4分の1
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
	同項	同条第10項において読み替えて準用する同条第6項
附則第17項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	附則第5条第6項各号	附則第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項各号
	20億円	40億円
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第18項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	附則第5条第8項	附則第5条第10項において読み替えて準用する同条第8項
	同条第8項各号	同条第10項において読み替えて準用する同条第8項各号
	2分の1	4分の1
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
前項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額

附則第 5 条第 8 項各号	附則第 5 条第10項において読み替えて準用する同条第 8 項各号
20億円	40億円
平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

- 21 新条例附則第11条の2の規定は、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。
- 22 29年新条例第45条の規定は、平成29年度以後に同条の規定により市町に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(次項及び附則第24項において「法人事業税交付金」という。)について適用する。
- 23 平成29年度における法人事業税交付金に係る29年新条例第45条の規定の適用については、同条中「事業所統計の結果による各市町の従業者数」とあるのは、「各市町の市町民税の法人税割額」とする。
- 24 平成30年度及び平成31年度における法人事業税交付金に係る29年新条例第45条の規定の適用については、同条中「従業者数」とあるのは、「従業者数及び各市町の市町民税の法人税割額」とする。
- 25 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての29年新条例附則第11条の2第1項及び第44条の規定の適用については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 26 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 27 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 28 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 29 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 30 29年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 31 29年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年分までの自動車税については、なお従前の例による。
(兵庫県税証紙徴収条例の一部改正)
- 32 兵庫県税証紙徴収条例(昭和40年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第120条第3項」を「第123条第3項」に、「第157条の7第2項」を「第125条の9第3項」に、「自動車税額」を「自動車税の環境性能割額」に、「自動車取得税額」を「種別割額」に改める。
第3条中「自動車税」を「自動車税の環境性能割」に、「自動車取得税」を「種別割」に改める。
第4条第2項中「自動車税額」を「自動車税の環境性能割額」に、「自動車取得税額」を「種別割額」に改める。
(産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正)
- 33 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を次のように改正する。
第8条中「、第39条及び第44条」を「及び第39条」に改める。
附則に次の3項を加える。
8 兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成28年兵庫県条例第13号。次項及び附則第10項において「平成28年県税条例等改正条例」という。)附則第12項から第15項までの規定の適用がある法人に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条並びに兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成28年兵庫県条例第13号。次項及び附則第10項において「平成28年県税条例等改正条例」という。)附則第12項から第15項までの規定により計算した金額」とする。

- 9 平成28年県税条例等改正条例附則第16項から第19項までの規定の適用がある法人に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「第34条並びに附則第11条、第38条及び第39条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第34条並びに附則第11条、第38条及び第39条並びに平成28年県税条例等改正条例附則第16項から第19項までの規定により計算した金額」とする。
- 10 平成28年県税条例等改正条例附則第20項の規定の適用がある法人に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「第34条並びに附則第11条、第38条及び第39条の規定により定められた税率を適用して計算した金額」とあるのは、「第34条並びに附則第11条、第38条及び第39条並びに平成28年県税条例等改正条例附則第20項において読み替えて準用する附則第16項から第19項までの規定により計算した金額」とする。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第14号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表29の部事務の欄中「。以下この部において「法」という。」を削り、「次に掲げるもの」を「同法第6条第3項の規定による届出の受理に関する事務」に改め、(1)及び(2)を削り、同表51の部を次のように改める。

51 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

事務	市町
(i) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第3条第1項の規定による登録に関する事務（1の市の区域内のみに販売所を設置して法第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業を行おうとする者に係るものに限る。エ及びオにおいて同じ。） イ 法第3条の2第2項の規定による通知に関する事務（1の市の区域内のみに販売所を設置する法第6条に規定する液化石油ガス販売事業者（以下この部において「区域内液化石油ガス販売事業者」という。）に係るものに限る。ウ及びケからサまで、(3)アからウまで、オからキまで及びツからナまで並びに(13)エ及びオにおいて同じ。） ウ 法第3条の2第3項の規定による謄本の交付又は閲覧の請求の受理に関する事務 エ 法第4条第1項の規定による登録の拒否に関する事務 オ 法第4条第2項の規定による通知に関する事務 カ 法第6条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務（区域内液化石油ガス販売事業者又は1の市の区域内のみに設置する販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務（以下この部において「区域内保安業務」という。）を行う法第27条第2項に規定する保安機関（以下この部において「区域内保安機関」という。）に係るものに限る。キ及びク並びに(3)エにおいて同じ。） キ 法第8条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務 ク 法第10条第3項（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務	神戸市

<p>ケ 法第13条第2項の規定による命令に関する事務 コ 法第14条第2項の規定による命令に関する事務 サ 法第16条第3項の規定による命令に関する事務 シ 法第16条の2第2項の規定による命令に関する事務（(2)に掲げる事務を除く。）</p>	
<p>(2) 法に基づく事務のうち、法第16条の2第2項の規定による命令に関する事務（法第38条の3の規定による届出があった液化石油ガス設備工事に係るものに限る。）</p>	<p>各市町</p>
<p>(3) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第19条第2項の規定による届出の受理に関する事務 イ 法第21条第2項の規定による届出の受理に関する事務 ウ 法第22条の規定による命令に関する事務 エ 法第23条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務 オ 法第25条の規定による登録の取消しに関する事務 カ 法第26条の規定による登録の取消し又は命令に関する事務 キ 法第26条の2の規定による登録の消除に関する事務 ク 法第29条第1項の規定による認定に関する事務（区域内保安業務を行おうとする者に係るものに限る。） ケ 法第32条第1項の規定による認定の更新に関する事務（区域内保安機関に係るものに限る。コからタまでにおいて同じ。） コ 法第33条第1項の規定による認可に関する事務 サ 法第33条第2項の規定による届出の受理に関する事務 シ 法第34条第3項の規定による命令に関する事務 ス 法第35条第1項の規定による認可に関する事務 セ 法第35条第3項の規定による命令に関する事務 ソ 法第35条の2の規定による命令に関する事務 タ 法第35条の3の規定による認定の取消しに関する事務 チ 法第35条の5の規定による命令に関する事務 ツ 法第35条の6第1項の規定による認定に関する事務 テ 法第35条の7の規定による報告の徴収に関する事務 ト 法第35条の10第1項の規定による認定の取消しに関する事務 ナ 法第35条の10第2項の規定による催告及び認定の取消しに関する事務 ニ 法第36条第1項の規定による許可に関する事務 ヌ 法第37条の2第1項（法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可に関する事務 ネ 法第37条の2第2項（法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務 ノ 法第37条の3第1項本文（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による完成検査及び法第37条の3第1項ただし書（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務 ハ 法第37条の3第2項（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理に関する事務 ヒ 法第37条の4第1項の規定による許可に関する事務 フ 法第37条の5第3項の規定による命令に関する事務 ヘ 法第37条の6第1項本文の規定による保安検査及び同項ただし書の規定</p>	<p>神戸市</p>

による届出の受理に関する事務 ホ 法第37条の6第3項の規定による報告の受理に関する事務 マ 法第37条の7第1項の規定による許可の取消し又は命令に関する事務 ミ 法第37条の7第2項の規定による通知に関する事務	
(4) 法に基づく事務のうち、法第38条の3の規定による届出の受理に関する事務	各市町
(5) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第38条の10第1項の規定による届出の受理に関する事務 イ 法第38条の10第2項の規定による届出の受理に関する事務 ウ 法第82条第1項の規定による報告の徴収に関する事務	神戸市
(6) 法に基づく事務のうち、法第82条第1項の規定による報告の徴収に関する事務（法第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。（8）並びに（12）において同じ。）	各町
(7) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第82条第2項の規定による報告の徴収に関する事務 イ 法第83条第1項の規定による立入検査、質問及び収去に関する事務	神戸市
(8) 法に基づく事務のうち、法第83条第1項の規定による立入検査、質問及び収去に関する事務	各町
(9) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第83条第2項の規定による立入検査及び質問に関する事務 イ 法第83条第3項の規定による立入検査、質問及び収去に関する事務（（10）に掲げる事務に係るものを除く。）	神戸市
(10) 法に基づく事務のうち、法第83条第3項の規定による特定液化石油ガス設備工場の施工場所その他その業務を行う場所への立入検査及び質問に関する事務（（2）に掲げる事務に係るものに限る。）	各市町
(11) 法に基づく事務のうち、法第83条第4項の規定による立入検査及び質問に関する事務	神戸市
(12) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第83条の2第1項の規定による命令に関する事務 イ 法第83条の2第2項の規定によるアに掲げる事務に伴う損失補償に関する事務	各町
(13) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第84条第1項の規定による条件の付与に関する事務 イ 法第87条第1項の規定による通報の受理及び通報に関する事務 ウ 法第87条第2項の規定による要請の受理に関する事務 エ 法第88条第2項（同項第1号又は第1号の2に係る部分に限る。）の規定による公示に関する事務 オ 法第90条第1項の規定による聴聞（法第26条の規定による命令に係る聴聞に限る。）に関する事務 カ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第13条第8項の規定による報告に関する事務 キ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第132条の規定による報告の徴収に関する事務	神戸市

本則の表67の9の部の次に次のように加える。

67の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務

事務	市町
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務のうち、同法第30条第3項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る建築物の敷地に関する地域地区等の調査に関する事務	各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。）

本則の表78の部市町の欄中「西宮市」の右に「、芦屋市」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 本則の表29の部の改正規定 公布の日
- (2) 本則の表67の9の部の次に次のように加える改正規定 平成28年4月1日
- (3) 本則の表78の部の改正規定 平成28年7月1日
- (4) 本則の表51の部の改正規定 平成30年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第15号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6,364人」を「6,284人」に、「413人」を「398人」に、「12,819人」を「12,849人」に、「11,881人」を「11,921人」に、「938人」を「928人」に、「19,755人」を「19,690人」に改める。

附則第4項中「435人」を「390人」に、「35人」を「30人」に改める。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第2条 企業庁職員定数条例（昭和41年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「181人」を「176人」に改める。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第3条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「6,101人」を「6,207人」に改める。

附則第3項中「70人」を「65人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第16号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第9条中「標準的な」を削り、「人事委員会規則で定める」を「等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の等級別基準職務表の種類は、当該職員に適用される給料表の別に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政職等級別基準職務表(別表第6)
- (2) 研究職等級別基準職務表(別表第7)
- (3) 医師・歯科医師職等級別基準職務表(別表第8)
- (4) 看護職等級別基準職務表(別表第9)
- (5) 警察職等級別基準職務表(別表第10)

3 前2項に定めるもののほか、職員の職務の分類に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第22条第5項中「第4条第1項、第5条及び」を「第4条第1項及び第4項、第5条並びに」に改める。

第41条第1項から第5項までの規定中「理由」を「事由」に改める。

附則第3条第1項中「728,000円」を「731,000円」に改め、同項第1号中「100分の5.6」を「100分の4.2」に改め、同項第2号中「100分の4.8」を「100分の3.6」に改め、同項第3号中「100分の3.2」を「100分の2.4」に改め、同項第4号中「100分の2.3」を「100分の1.6」に改め、同項第5号中「100分の2.1」を「100分の1.4」に改め、同項第6号中「100分の1.8」を「100分の1.1」に改める。

附則第5条の表100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合の款中「100分の40」を「100分の35」に、「100分の36.7」を「100分の30」に改め、「100分の10である職員」の右に「(管理職手当を受ける職員に限る。)」を加え、「に100分の20」を「に100分の10」に改め、同表100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合の款中「100分の45」を「100分の40」に、「100分の43.4」を「100分の36.7」に、「100分の40」を「100分の30」に改める。

附則第6条中「2分の1」を「3分の1」に改める。

附則第8条から第10条までを削る。

別表第5の次に次の5表を加える。

別表第6(第9条関係)

行政職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
2級	定型的な業務を行う職務
3級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	主任の職務
5級	主査の職務
6級	本庁の班長の職務
7級	本庁の副課長の職務
8級	本庁の課長の職務
9級	本庁の局長の職務
10級	本庁の部長の職務
特10級	理事の職務

別表第7(第9条関係)

研究職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務
2 級	研究員の職務
3 級	試験研究機関の課長の職務
4 級	試験研究機関の長の職務
5 級	高度の試験研究を行う試験研究機関の長の職務

別表第8（第9条関係）

医師・歯科医師職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	地方機関の医長の職務
3 級	地方機関の長の職務
4 級	困難な業務を所掌する地方機関の長の職務

別表第9（第9条関係）

看護職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師の職務
3 級	主任の職務
4 級	地方機関の課長の職務
5 級	地方機関の副所長の職務
6 級	地方機関の長の職務
7 級	困難な業務を所掌する地方機関の長の職務

別表第10（第9条関係）

警察職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	巡査の職務
2 級	巡査長の職務
3 級	主任の職務
4 級	係長の職務
5 級	上席係長の職務
6 級	警察本部の課長補佐の職務

7 級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務
8 級	警察本部の次席の職務
9 級	警察本部の課長の職務

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第9条中「分類された職務の級の」を「分類の基準となるべき」に、「人事委員会規則で定める」を「等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の等級別基準職務表の種類は、当該職員に適用される給料表の別に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高等学校教育職等級別基準職務表(別表第3)
- (2) 中学校・小学校教育職等級別基準職務表(別表第4)

3 前2項に定めるもののほか、職員の職務の分類に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第40条第1項から第5項までの規定中「理由」を「事由」に改める。

附則第3条第1項第1号中「100分の5.6」を「100分の4.2」に改め、同項第2号中「100分の4.8」を「100分の3.6」に改め、同項第3号中「100分の3.2」を「100分の2.4」に改め、同項第4号中「100分の2.3」を「100分の1.6」に改め、同項第5号中「100分の2.1」を「100分の1.4」に改め、同項第6号中「100分の1.8」を「100分の1.1」に改める。

附則第5条の表100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合の款中「100分の40」を「100分の35」に、「100分の36.7」を「100分の30」に改め、「100分の10である職員」の右に「(管理職手当を受ける職員に限る。)」を加え、「に100分の20」を「に100分の10」に改め、同表100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合の款中「100分の45」を「100分の40」に、「100分の43.4」を「100分の36.7」に、「100分の40」を「100分の30」に改める。

附則第7条から第9条までを削る。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3(第9条関係)

高等学校教育職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	講師の職務
2 級	教諭の職務
3 級	主幹教諭の職務
4 級	教頭の職務
5 級	校長の職務

別表第4(第9条関係)

中学校・小学校教育職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	講師の職務
2 級	教諭の職務
3 級	主幹教諭の職務
4 級	教頭の職務

5級	校長の職務
----	-------

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の8」を「100分の6」に、「100分の20」を「100分の15」に、「得た額と」を「得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と」に、「100分の16」を「100分の12」に改める。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成27年」を「平成28年」に改める。

附則第12項中「平成27年4月分から平成28年3月分まで」を「平成28年4月分から平成29年3月分まで」に、「1,179,000円」を「1,219,000円」に、「966,000円」とを「987,000円」と、「880,000円」とあるのは「854,000円」とに、「728,000円」を「731,000円」に、「718,000円」を「721,000円」に改め、「880,000円」とあるのは「845,000円」とを削る。

附則第13項中「平成27年」を「平成28年」に、「2分の1」を「3分の1」に改める。

(土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第62号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の16」を「100分の12」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年兵庫県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第5項中「第4条第2項」の右に「から第4項まで」を加える。

附則第3項第1号中「100分の5.6」を「100分の4.2」に改め、同項第2号中「100分の4.8」を「100分の3.6」に改め、同項第3号中「100分の3.2」を「100分の2.4」に改め、同項第4号中「100分の2.1」を「100分の1.4」に改める。

附則第4項及び第5項を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則第4項第1号中「100分の5.6」を「100分の4.2」に改め、同項第2号中「100分の2.3」を「100分の1.6」に改める。

附則第5項及び第6項を削る。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この条において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条各項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設けること及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設けること及び当該期間につき前条各項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子の養育又は配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。

第18条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定めるもの

第6条中「第4条第1項」の右に「若しくは第4項」を、「第4条第2項」の右に「から第4項まで」を加える。

第13条第1項中「第4条第2項」の右に「から第4項まで」を加える。

第18条第1項中「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者」を「配偶者等」に改める。

第23条第2項中「第4条第2項、第5条、第6条」を「第4条から第6条まで」に改める。

（職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第9条 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年兵庫県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「休職の理由」を「休職及び降給の事由」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「理由」を「事由」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（降給の種類及び事由）

第2条の2 降給の種類は、降格（当該職員の職務の級について、当該級と同一の給料表の下位の職務の級への変更（降任する場合の級の変更は該当するものを除く。）を行うことをいう。）及び降号（当該職員の号給について、当該号給と同一の職務の級の下位の号給への変更を行うことをいう。）とする。

2 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降格することができる。

(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合において、指導その他の措置によっても勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、かつ、当該職員がその職務の級に分類されている職務の遂行に支障がある場合

(2) 心身の故障のため、当該職員がその職務の級に分類されている職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該職員がその職務の級に分類されている職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制又は定数の改廃により当該職務の級に過員が生じた場合

3 任命権者は、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、職員の勤務実績がよくない場合において、指導その他の措置によっても勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、かつ、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能である場合においては、これを降号することができる。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「又は同条第2項第1号」を「、同条第2項第1号」に改め、「休職する場合」の右に「又は前条第2項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第2項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、前項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

（災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正）

第10条 災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和38年兵庫県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第8条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の勤務時間

条例」という。)の規定の適用については、改正後の勤務時間条例第4条第3項中「職員(」とあるのは「子の養育又は配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。次項及び第18条第1項において同じ。))の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの(」と、同条第4項第1号中「配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第18条第1項において同じ。))」とあるのは「配偶者等」とする。

(職員の退職手当に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「理由」を「事由」に改める。

- (1) 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)第7条の3第1項
- (2) 公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)第7条の3第1項
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年兵庫県条例第6号)第2条第2項第5号
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年兵庫県条例第45号)第2条第2項第2号



職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第17号

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項に規定する再就職者のうち、同条第8項に規定する人事委員会規則で定める職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、人事委員会規則で定める者に対し、同条第1項に規定する契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員として人事委員会規則で定める職員であった者(人事委員会規則で定める者を除く。)は、離職後2年間、法第38条第1項に規定する営利企業(以下「営利企業」という。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、人事委員会規則で定める事項を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第18号

恩給条例の一部を改正する条例

恩給条例(昭和36年兵庫県条例第40号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第31条第1項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項第2号本文中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」

を「終わり」に改め、同号ただし書中「、刑の」の右に「全部の」を加え、「その言渡しを」を「刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月の翌月以降は停止せず、これらの言渡しを猶予の期間中に」に、「終り」を「終わり」に改める。

第46条第1項本文中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書中「、刑の」の右に「全部の」を加え、「その言渡しを」を「刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月の翌月以降は停止せず、これらの言渡しを猶予の期間中に」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第2項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日から施行する。



後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第19号

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例（平成20年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の44」を「100,000分の41」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成28年度及び平成29年度の抛出率の特例）

平成28年度及び平成29年度における第2条の規定の適用については、同条中「100,000分の41」とあるのは、「0」とする。

附 則

この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。



法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第20号

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、第105条の18第2項」を削り、同条第5項中「第105条の19及び」を削り、同条第6項中「第105条の19、」を削る。

附 則

この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。



青少年愛護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第21号

青少年愛護条例の一部を改正する条例

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。
 目次中「有害情報」を「有害情報等」に、「第24条の5」を「第24条の6」に改める。
 第5章の2の章名中「有害情報」を「有害情報等」に改める。
 第5章の2中第24条の5を第24条の6とし、第24条の4の次に次の1条を加える。

（青少年のインターネットの利用に関する基準づくり）

第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項
- (2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第22号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

（理容師法施行条例の一部改正）

第1条 理容師法施行条例（平成12年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第12号中「理容」の右に「（理容所と同一の場所において美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所が開設される場合（理容師の免許及び同条第2項の規定による美容師の免許をいずれも受けた者のみが当該理容所及び美容所において業を行う場合に限る。）にあつては、理容及び同条第1項に規定する美容）」を加える。

（美容師法施行条例の一部改正）

第2条 美容師法施行条例（平成12年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第12号中「美容」の右に「（美容所と同一の場所において理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所が開設される場合（美容師の免許及び同法第2条の規定による理容師の免許をいずれも受けた者のみが当該美容所及び理容所において業を行う場合に限る。）にあつては、美容及び同法第1条の2第1項に規定する理容）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第23号

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「国際経済拠点地区」を「国際経済地区」に、「高度業務事業を除く」を「高度業務事業を除き、産業の活性化に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすものに限る」に改める。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条中「若しくは第10条」を「から第11条まで」に改め、同条を第13条とする。

第11条第2項中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

第11条 県の区域（前条に規定する促進地域並びに工場立地促進地区及び工場跡地等再生促進地区に係る指定拠点地区として指定された区域を除く。）内において、本社機能を担う事業所の移転又は新增設（規則で定

める移転又は新增設に限る。)のために新設され、又は増設された立地促進事業等(産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。)に係る施設であって、立地促進事業等の実施に著しく資するものとして規則で定めるもの(以下「本社機能施設」という。)の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋(以下「本社機能家屋」という。)又はその敷地である土地(本社機能施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む。以下この条において同じ。)を含む土地の取得(本社機能家屋の敷地である土地を含む土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該本社機能家屋の建設(本社機能施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む土地の取得については、当該本社機能施設の設置)の着手があった場合における当該本社機能家屋の敷地である土地を含む土地の取得に限る。)に係る不動産取得税の額は、県税条例第49条及び附則第16条第1項の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、本社機能家屋(本社機能施設の用に供する部分に限る。以下この条において同じ。)又はその敷地である土地の価格(当該本社機能家屋又はその敷地である土地を含む土地の取得に県税条例附則第18条第1項その他の課税標準の特例の規定の適用がある場合には、その適用後の額)に当該税率を乗じて得た額の2分の1に相当する金額(当該本社機能家屋又はその敷地である土地に係る当該金額の合計額が2億円を超える場合には、2億円)を控除した金額とする。

附則第4項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

附則第5項中「又は第10条」を「、第10条」に、「場合に」を「場合又は第11条に規定する家屋若しくはその敷地である土地を含む土地を取得した場合に」に、「、第10条及び第11条第2項」を「から第11条まで及び第12条第2項」に改める。

附則第6項中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例第9条及び第11条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

~~~~~

兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第24号

### 兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 次代の林業を担い、地域における林業の振興等に指導的な役割を果たすことができる者を養成するとともに、森林に関わる人材等を幅広く育成することにより、持続可能な森林経営の展開を図り、もって水源のかん養、地球温暖化の防止その他の森林の有する多面にわたる機能の増進及び豊かな自然を有する地域の活性化に寄与するため、兵庫県立森林大学校(以下「大学校」という。)を置く。

(位置)

第2条 大学校の位置は、宍粟市一宮町能倉とする。

(業務)

第3条 大学校は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 次代の林業を担い、地域における林業の振興等に指導的な役割を果たすことができる者を養成するための教育を行うこと。
- (2) 林業従事者に対し、専門的な技術等を習得させるための研修を行うこと。
- (3) 森林に関わる人材を育成するための研修を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大学校の目的を達成するために必要な業務

(修業年限)

第4条 前条第1号の教育に係る大学校の修業年限は、2年とする。

(入学資格及び入学等の許可)

第5条 大学校に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力があると認めた者で40歳以下のものとする。

2 大学校に入学しようとする者又は第3条第2号若しくは第3号の研修を受講しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（授業料等の徴収等）

第6条 県は、大学校に入学した者から授業料を、前条第2項の許可（大学校の入学に係るものに限る。）を受けた者から入学料を、大学校の入学試験を受けようとする者から入学考査料を徴収する。

2 前項の授業料、入学料及び入学考査料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 月額9,900円
- (2) 入学料 5,650円
- (3) 入学考査料 2,200円

（授業料等の不還付）

第7条 既に納めた授業料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（授業料等の免除）

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

（入学等の許可の取消し）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第2項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条第2項の許可を受けたとき。
- (2) 大学校の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 大学校の管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大学校の管理上支障があるとき。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（入学の許可等に係る準備行為）

2 第5条第2項の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条から第9条までの規定の例により行うことができる。

（位置の特例）

3 施行日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「宍粟市一宮町能倉」とあるのは、「宍粟市一宮町安積」とする。



大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第25号

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の一部を改正する条例

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「含む」の右に「。以下「店舗等部分」という」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（用途の廃止の届出等）

第9条の2 店舗等部分の床面積の合計が規則で定める面積を超える大規模集客施設を設置している者（以下「設置者」という。）は、用途の廃止（閉店その他の事由により、当該大規模集客施設を第2条第1項各号に掲げる用途に供することを廃止することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該用途の廃止の日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
  - (2) 大規模集客施設の名称及び所在地
  - (3) 用途の廃止の日
  - (4) 用途の廃止の理由
  - (5) 用途の廃止後の当該建築物及びその敷地の利用に関する計画
  - (6) 用途の廃止後の当該建築物及びその敷地の維持管理に関する計画
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る大規模集客施設の所在する市町の長に当該届出の内容を通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、設置者に対し、当該届出に係る大規模集客施設の周辺地域における都市機能の調和を図るため、必要な要請をすることができる。
- 第10条第1項第1号中「この条例に定める手続の全部又は一部」を「第3条、第5条又は第7条に規定する手続」に改め、同項第4号中「前条」を「第9条」に改め、同条第3項中「第1項」の右に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 知事は、設置者が正当な理由なく前条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたと認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 第11条中「新築等」の右に「及び用途の廃止」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例第9条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする同条第1項に規定する用途の廃止について適用する。この場合において、施行日から当該用途の廃止の日までの期間が3月に満たないときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該用途の廃止の日の3月前までに」とあるのは、「速やかに」とする。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第26号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号中「第29条第1項」を「第39条第1項」に改める。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

（兵庫県地域創生条例に基づき講ずる施策に係る入居者の資格の特例）

- 8 兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）第9条の規定により講ずる施策に係る事業の用に供するものとして知事が別に定める普通県営住宅については、当分の間、県外に住所を有する者で次に掲げる要件のいずれか及び第7条第1項第3号から第5号までに掲げる要件を満たすものを同項各号に掲げる要件を満たす者とみなす。

(1) 入居者に県内に住所を有する親があり、かつ、同居者に中学校を卒業するまでの者があること。

(2) 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満であること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第27号**

**公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例**

(公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項及び第3条の3第1項中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

第4条第1項中「又は中学校」を「、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

第4条の2第1項中「中学校」の右に「又は義務教育学校の後期課程」を加える。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第13条の3中「、中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

第26条第1項中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の右に「、義務教育学校」を加える。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)第11条第1項
- (2) 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例(平成16年兵庫県条例第12号)別表第2の30
- (3) 受動喫煙の防止等に関する条例(平成24年兵庫県条例第18号)別表第1の1の項
- (4) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成27年兵庫県条例第6号)第8条第2項
- (5) 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年兵庫県条例第38号)別表第1の1の款(5)の項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第28号**

**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**

兵庫県学校教職員定数条例(昭和51年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校」の右に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加え、「18,133人」を「18,110人」に改め、「中学校」の右に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、「10,539人」を「10,437人」に、「8,461人」を「8,408人」に、「3,864人」を「3,908人」に、「40,997人」を「40,863人」に改める。

附則第2項中「525人」を「465人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第29号**

**教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第59号)の一部を次のように改正する。

本則の表4の項(1)中「クまで」を「コまで」に改め、同項(1)ア中「3月」を「2年」に、「、改築又は除却」



(特定遊興飲食店営業の営業所の設置を許容する地域)

第17条の2 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の規定による条例で定める地域は、第4種地域(病院又は有床診療所の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)から30メートル以内の地域を除く。)とする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第17条の3 法第2条第12項に規定する特定遊興飲食店営業(以下「特定遊興飲食店営業」という。)は、深夜から引き続く午前6時後午前10時までの時間においては、県内全域において、その営業を営んではない。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制)

第17条の4 法第31条の23において準用する法第15条の規定による条例で定める騒音に係る数値は、50デシベルとする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の規定による条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第17条の5 特定遊興飲食店営業者は、その営業に関して第7条第1項第1号及び第3号から第6号まで並びに同条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を遵守しなければならない。

第18条中「午前0時から日出時までの時間」を「深夜」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(風俗環境保全協議会を設置する地域)

第18条の2 法第38条の4の規定による条例で定める地域は、別表第1の三宮地区の項から魚町地区の項までに掲げる地域とする。

別表第2中「キャバレー等及び」を削り、同表備考6を削り、同表備考7中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改め、同表中備考7を備考6とし、備考8を備考7とする。

別表第3備考1中「日出時から日没時まで」を「午前6時後午後6時前」に改め、同表備考2中「日没時」を「午後6時」に、「午前0時まで」を「午前0時前」に改め、同表備考3を削る。

(環境の保全と創造に関する条例の一部改正)

第2条 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第62条第1項中「及び同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「店舗型電話異性紹介営業」の右に「及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業」を加える。

(受動喫煙の防止等に関する条例の一部改正)

第3条 受動喫煙の防止等に関する条例(平成24年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考1(1)中「第7号」を「第4号」に、「及び同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「店舗型電話異性紹介営業」の右に「及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業」を加える。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第4条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年兵庫県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「立ちふさがり」を「立ち塞がり」に改める。

(景観の形成等に関する条例の一部改正)

第5条 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号イ中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。



公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第31号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年兵庫県条例第66号)の一部を次



のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

(卑わいな行為等の禁止)

第3条の2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人に対する、不安を覚えさせるような卑わいな言動

(2) 正当な理由がないのに、人の通常衣服で隠されている身体又は下着を撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を設置する行為

2 何人も、集会所、事業所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所（公共の場所を除く。）又は乗物（公共の乗物を除く。）において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 正当な理由がないのに、人の通常衣服で隠されている身体又は下着を写真機等を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向ける行為

(2) 前項第2号に掲げる行為

3 何人も、正当な理由がないのに、浴場、更衣室、便所その他他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所にいる人を写真機等を用いて撮影し、撮影する目的で写真機等を向け、又は撮影する目的で写真機等を設置してはならない。

第10条の次に次の1条を加える。

(嫌がらせ行為の禁止等)

第10条の2 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、執ように又は反復して行う次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第2項に規定するストーカー行為を除く。以下「嫌がらせ行為」という。）をしてはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること（身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。次号から第4号までにおいて同じ。）、

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信であって、特定の者に対して通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための方法をいう。）の送信をすること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような物又は当該情を催させるようなものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8号において同じ。）その他の記録を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物若しくはその性的羞恥心を害するものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 警察本部長又は警察署長は、嫌がらせ行為により被害を受けた者又はその保護者から、当該嫌がらせ行為の再発の防止を図るため、援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該申出をした者に対し、必要な援助を行うものとする。

3 前項の申出の受理及び援助の実施に関して必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第11条中「前条」を「第10条」に改める。

第15条第1項中「第3条第2項又は第5条第1項若しくは第2項」を「第3条の2第1項から第3項まで、第5条第1項若しくは第2項又は第10条の2第1項」に改める。

第17条第1項中「第3条第1項、第3項若しくは第4項」を「第3条第1項から第3項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第32号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表兵庫県立こども病院の項中「神戸市須磨区高倉台1丁目」を「神戸市中央区港島南町1丁目」に改め、同条第3項の表兵庫県立加古川医療センターの款内科の項中「循環器内科」を「循環器内科 腎臓内科」に改め、同款上記以外の診療科目の項中「精神科」を「精神科 リウマチ科」に改め、同表兵庫県立こども病院の款上記以外の診療科目の項中「耳鼻咽喉科」を「耳鼻咽喉科 リハビリテーション科」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2項の表兵庫県立こども病院の項及び同条第3項の表兵庫県立こども病院の款上記以外の診療科目の項の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において管理規程で定める日
- (2) 第2条第3項の表兵庫県立加古川医療センターの款の改正規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において管理規程で定める日